

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部 リサイクル衛生課 No. 001

処 分 名	路上喫煙禁止区域の喫煙者に対する過料の処分
処 分 の 概 要	市長が路上喫煙禁止区域に指定した区域内で、路上喫煙をしていた者に対し喫煙をしないよう指導を行い、その指導に従わなかったものは、過料を科すことがあります。
根拠条例等・条項	春日部市路上喫煙の防止に関する条例（平成 25 年条例第 7 号）第 10 条 春日部市路上喫煙の防止に関する条例施行規則（平成 25 年規則第 13 号）第 6 条
処 分 基 準	◎市長が路上喫煙禁止区域に指定した区域内で、路上喫煙をしていた者に対し喫煙をしないよう口頭で指導を行い、その指導に従わなかったものは、2,000 円の過料を科すことがあります。 「指導に従わなかった者」とは、指導に従わず喫煙行為を継続した者であり、異なる日時及び場所において再度喫煙行為を行った者は含みません。 なお、指導に従わなかった者に対しては、身分証の任意提示を求め、「告知・弁明書」、「過料処分決定通知書」、「過料納付書」を発行します。
設 定 年 月 日	平成 25 年 3 月 14 日
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市路上喫煙の防止に関する条例 第 10 条 第 7 条本文の規定に違反して禁止区域内において路上喫煙をした者で第 8 条の規定による指導に従わなかったものは、1 万円以下の過料に処する。 ■春日部市路上喫煙の防止に関する条例施行規則 第 6 条 市長は、条例第 10 条の規定による過料の処分を行うときは、路上喫煙に係る過料処分決定通知書（様式第 3 号）によるものとする。 2 条例第 10 条の規定により科する過料の額は、2,000 円とする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.002

処 分 名	化製場等の構造設備等改善措置命令及び改善命令
処 分 の 概 要	基準に適合しなくなったと認めるとき、又は法律の規定による措置を講じていないと認めるときに、必要な措置を採るべきことを命じ、法律の規定による措置を講ずる命令を行います。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第6条の2
処 分 基 準	◎化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が法律の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、法律の規定による措置を講ずる命令を行います。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「基準に適合しなくなったと認めるとき、又は法律の規定による措置を講じていないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■化製場等に関する法律

第5条 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四号（省略）

第6条の2 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

■化製場等に関する法律施行条例

（衛生上必要な措置）

第4条 法第5条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 化製場

（省略）

二 死亡獣畜取扱場

（省略）

■地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第6条の2）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.003

処 分 名	化製場等の許可の取り消し、使用制限又は禁止命令
処 分 の 概 要	構造設備等の改善措置命令及び改善命令に違反したときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号）第７条
処 分 基 準	◎化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備について、管理者が、命令に違反したときは、許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「許可の取り消し、使用制限又は禁止命令」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

■化製場等に関する法律

第6条の2 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

第7条 都道府県知事は、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者が、前条の規定による命令に違反したときは、第3条第1項の許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

■化製場等に関する法律施行条例

(化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準)

第3条 法第4条の規定による化製場の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

省略

2 法第4条の規定による死亡獣畜取扱場の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

省略

(衛生上必要な措置)

第4条 法第5条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 化製場

(省略)

二 死亡獣畜取扱場

(省略)

■地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第7条)

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.004

処 分 名	化製場準用施設の構造設備等改善措置命令及び改善命令
処 分 の 概 要	基準に適合しなくなったと認めるとき、又は法律の規定による措置を講じていないと認めるときに、必要な措置を採るべきことを命じ、法律の規定による措置を講ずる命令を行います。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第6条の2、第8条
処 分 基 準	◎化製場準用施設の造設備が基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場準用施設の管理者が法律の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場準用施設の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、法律の規定による措置を講ずる命令を行います。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「基準に適合しなくなったと認めるとき、又は法律の規定による措置を講じていないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■化製場等に関する法律

第5条 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四号（省略）

第6条の2 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

第8条 第2条第1項及び第3条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

■化製場等に関する法律施行条例

（衛生上必要な措置）

第4条 法第5条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 化製場

（省略）

二 死亡獣畜取扱場

（省略）

■地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第6条の2（法第8条において準用する場合））

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.005

処 分 名	化製場準用施設の許可の取消し、使用制限又は禁止命令
処 分 の 概 要	構造設備等の改善措置命令及び改善命令に違反したときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号）第７条、第８条
処 分 基 準	◎化製場準用施設の構造設備について、管理者が、命令に違反したときは、許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「許可の取消し、使用制限又は禁止命令」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■化製場等に関する法律

第7条 都道府県知事は、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者が、前条の規定による命令に違反したときは、第3条第1項の許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

第8条 第2条第1項及び第3条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

■化製場等に関する法律施行条例

（化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準）

第3条 法第4条の規定による化製場の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

（省略）

2 法第4条の規定による死亡獣畜取扱場の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

（省略）

（衛生上必要な措置）

第4条 法第5条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 化製場

（省略）

二 死亡獣畜取扱場

（省略）

■地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第7条（法第8条において準用する場合））

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.006

処 分 名	動物の飼養及び収容施設の構造設備等の措置命令・改善命令
処 分 の 概 要	基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は法律の規定による措置を講じていないと認めるときに、必要な措置を採るべきことを命じ、法律の規定による措置を講ずる命令を行います。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第5項
処 分 基 準	◎動物の飼養及び収容施設の構造設備等が基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は動物の飼養及び収容施設の管理者が法律の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該動物の飼養及び収容施設の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、法律の規定による措置を講ずる命令を行います。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は法律の規定による措置を講じていないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■化製場等に関する法律

第4条（許可を与えない場合）

第5条（化製場等について講ずべき措置）

第6条の2（構造設備の改善命令）

第9条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

（省略）

5 第5条から第7条までの規定は、第1項に規定する区域内において同項の政令で定める種類の動物を当該動物の種類ごとに同項の規定に基づく条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第6条の2中「第4条の規定に基づく条例で定める基準」とあるのは「第9条第2項の規定に基づく条例で定める基準」と、第7条中「第3条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の許可」と読み替えるものとする。

■化製場等に関する法律施行条例

第3条（化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準）

第8条 法第9条第2項の規定による牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設（以下「畜舎」という。）の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一～十号（省略）

2 法第9条第2項の規定による鶏又はあひるを飼養し、又は収容する施設（以下「家禽（きん）舎」という。）の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一～九号（省略）

■地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第6条の2（法第9条第5項において準用））

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.007

処 分 名	動物の飼養及び収容の許可の取消し、使用制限又は禁止命令
処 分 の 概 要	構造設備等の改善措置命令及び改善命令に違反したときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号）第９条第５項
処 分 基 準	◎動物の飼養及び収容施設の構造設備について、管理者が、命令に違反したときは、許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「許可の取消し、使用制限又は禁止命令」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■化製場等に関する法律

第7条 都道府県知事は、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者が、前条の規定による命令に違反したときは、第3条第1項の許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

第9条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

(省略)

5 第5条から第7条までの規定は、第1項に規定する区域内において同項の政令で定める種類の動物を当該動物の種類ごとに同項の規定に基づく条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第6条の2中「第4条の規定に基づく条例で定める基準」とあるのは「第9条第2項の規定に基づく条例で定める基準」と、第7条中「第3条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の許可」と読み替えるものとする。

■化製場等に関する法律施行条例

第3条 (化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準)

第8条 法第9条第2項の規定による牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設(以下「畜舎」という。)の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一～十号(省略)

2 法第9条第2項の規定による鶏又はあひるを飼養し、又は収容する施設(以下「家禽(きん)舎」という。)の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一～九号(省略)

■地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第7条(法第9条第5項において準用))

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.008

処 分 名	墓地等の許可の取消し、整備改善、使用制限又は禁止命令
処 分 の 概 要	公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じること、又は許可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）第１９条
処 分 基 準	◎墓地等の崩壊による焼骨の流出又はそれによる汚染（公衆衛生）などが原因で、人の生活権保護（公共の福祉）の必要があると認めた場合に、施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じること、又は許可を取り消すことができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「許可の取消し、使用制限又は禁止命令」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■墓地、埋葬等に関する法律

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第17条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第18条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

■地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号))

- 1 法第十条の規定による許可
- 2 法第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の徴収
- 3 法第十九条の規定による命令及び許可の取消し

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.009

処 分 名	鳥獣の飼養の登録の取消し
処 分 の 概 要	飼養の登録を受けた者がこの法律等に違反した場合は、その登録を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 第22条第2項
処 分 基 準	◎市長は、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣飼養の登録を受けた者がこの法律等に違反した場合は、その登録を取り消すことができます。 対象狩猟鳥獣は、鳥類28種、獣類20種が指定されています。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 （登録を受けた者に対する措置命令等） 第二十二條 （略） 2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。 地方自治法 （条例による事務処理の特例） 第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 （市町村が処理する事務の範囲等） 第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。 別表第93項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.010

処 分 名	鳥獣の捕獲等の許可に係る措置命令、許可の取消し
処 分 の 概 要	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は許可を受けたが許可の条件に違反した者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができます。また、許可を受けた者がこの法律等に違反した場合において、その許可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号） 第１０条第１項、第２項
処 分 基 準	◎市長は、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は許可を受けたが許可の条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができます。また、許可を受けた者がこの法律等に違反した場合において、その許可を取り消すことができます。 - 一 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 - 二 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。 - 三 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(許可に係る措置命令等)

第十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して許可を受けずに鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

一 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。

二 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。

三 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第93項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.011

処 分 名	販売禁止鳥獣等の販売等に係る措置命令、許可の取消し
処 分 の 概 要	販売禁止鳥獣等の販売等の規定に違反し、又は販売等の許可の条件に違反した者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。また、販売等の許可を受けた者がこの法律等に違反した場合において、その許可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号） 第２４条第９項、第１０項
処 分 基 準	◎市長は、販売禁止鳥獣等の販売等の規定に違反し、又は販売等の許可の条件に違反した者に対し、ヤマドリの保護を図るため必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができます。また、販売等の許可を受けた者がこの法律等に違反した場合において、その許可を取り消すことができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（販売禁止鳥獣等の販売の許可）

第二十四条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（略）

9 都道府県知事は、前条の規定に違反し、又は第四項の規定により付された条件に違反した者に対し、同条に規定する鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

10 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項に規定するとき、その許可を取り消すことができる。

11 第十九条第二項の規定は、第一項の許可を受けようとする者について準用する。

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第93項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.012

処 分 名	春日部市ペット霊園設置（変更）不許可
処 分 の 概 要	ペット霊園を設置（変更）しようとする者は、市の許可を受けなければなりません。申請に対し、許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、申請者に通知しなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 4 条第 3 項
処 分 基 準	ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置として、墓地・火葬場の設置場所の基準及び墓地・納骨堂・火葬場の施設の基準に基づき審査を行ない、許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、申請者に通知するものです。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成 2 9 年 4 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(ペット霊園の許可等)

第4条

2 墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、納骨堂又は火葬場の施設について、市長が認める軽易な変更を行う場合は、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定により許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、申請者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の許可の申請があった場合において、当該申請に係るペット霊園が永続的に設置される見込みがないときは、当該許可をしない。

(ペット霊園の設置場所の基準)

第9条 ペット霊園を設置する場所は、当該ペット霊園を設置しようとする者(地方公共団体を除く。)が、自ら所有する土地でなければならない。

(墓地の設置場所の基準)

第10条 墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 河川(河川法・・・)から墓地までの距離が、おおむね20メートル以上であること。

(2) 住宅、公園(都市公園法・・・)から墓地までの距離が、おおむね100メートル以上であること。

(3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

2 墓地を設置した後において、・・・住宅等を設置した場合にあっては、同号の規定は適用しない。

3 規則で定める同意を示す書類が提出された場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、第1項第2号の規定は適用しない。

(墓地の施設の基準)

第11条 墓地には、次に掲げる施設を設けなければならない。

(1) 墓地の境界における人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した障壁、生垣又はフェンス

(2) 各墳墓に接続するアスファルト、コンクリート、石等で築造された幅員1メートル以上の通路

(3) 雨水又は污水に係る排水設備

(4) 給水設備、ごみ処理のための施設及び駐車場

(5) 管理事務所(管理事務所が敷地外に設けられている場合であって、管理上支障がないと市長が認めるときを除く。)

2 墳墓は、ペットの死体の焼骨を埋蔵するものでなければならない。

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則
(結果通知書の交付等)

第9条 市長は、前4条に規定する事前協議等が終了したときは、計画者に対し、春日部市ペット霊園設置(変更)計画協議審査結果通知書(様式第8号。以下「結果通知書」という。)を交付するものとする。

2 計画者は、結果通知書を受け取った後に、当該ペット霊園の計画に係る造成、建設その他の行為を行うものとする。
(許可書等)

第10条 条例第4条第3項に規定する通知は、許可をした場合にあっては春日部市ペット霊園設置(変更)許可書(様式第9号)により、許可をしないこととした場合にあっては春日部市ペット霊園設置(変更)不許可通知書(様式第10号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.013

処 分 名	春日部市ペット霊園完了検査不合格通知
処 分 の 概 要	計画の内容及び審査基準に基づき完了検査を行い、当該完了検査に合格した場合にあってはその旨を書面で通知するものとし、合格しなかった場合にあっては基準に適合していない箇所について通知するものです。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 15 条第 2 項
処 分 基 準	工事完了届を受理し、当該ペット霊園について、計画の内容及び審査基準に基づき速やかに完了検査を行い、当該完了検査に合格した場合にあってはその旨をペット霊園の設置者に書面で通知するものとし、合格しなかった場合にあっては基準に適合していない箇所について通知するものです。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

（工事完了届及び完了検査）

第15条 ペット霊園の設置の許可又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該許可に係るペット霊園の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査（この条において「完了検査」という。）を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該ペット霊園について、同項の許可に係る計画の内容及びこの条例に定める基準に基づき速やかに完了検査を行い、当該完了検査に合格した場合にあってはその旨をペット霊園の設置者に書面で通知するものとし、合格しなかった場合にあってはこの条例に定める基準に適合していない箇所について通知するものとする。

3 設置者は、前項の完了検査の合格に係る通知を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用してはならない。

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

（工事完了届及び完了検査合格通知）

第13条 条例第15条第1項の規定によりペット霊園の工事の完了に係る届出をし、及び完了検査を受けようとする者は、春日部市ペット霊園工事完了届（様式第15号）に地積測量図を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第2項に規定する完了検査の合格に係る通知は、春日部市ペット霊園完了検査合格通知書（様式第16号）により行うものとする。

3 条例第15条第2項に規定する完了検査の不合格に係る通知は、春日部市ペット霊園完了検査不合格通知書（様式第17号）により行うものとする。

処 分 名	春日部市ペット霊園改善勧告
処 分 の 概 要	当該ペット霊園の使用、維持管理、移動火葬炉の使用場所等に違反があった場合、必要な措置を講じ、規定に従うよう勧告することができます。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 2 4 条
処 分 基 準	設置者が工事完了検査を受けずに当該霊園を使用したときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。また、許可のない場所で移動火葬車により火葬したとき、火葬炉等の施設について基準に常に適合するよう維持管理されていないときに、必要な措置を講じ、規定に従うよう勧告することができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(工事完了届及び完了検査)

第15条 ペット霊園の設置の許可又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、当該許可に係るペット霊園の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査(この条において「完了検査」という。)を受けなければならない。

(省略)

3 設置者は、前項の完了検査の合格に係る通知を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用してはならない。

第17条 移動火葬車により火葬をする者は、当該火葬をするときは、第4条第1項又は第2項の許可を受けた火葬場で行わなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(維持管理)

第18条 設置者及び管理者(以下「設置者等」という。)は、ペット霊園が第11条、第12条及び第14条の規定に定める基準に常に適合するよう維持管理しなければならない。

2 設置者等は、火葬炉がある場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 火葬炉から発生した灰を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物として適正に処理すること。

(2) 火葬炉から排出したばい煙等の量、濃度又は汚染状態を測定し、又は算定し、その結果を記録し、及び市長から求められた場合に提示できるようにしておくこと。

(改善勧告)

第24条 市長は、設置者が第15条第1項若しくは第3項の規定に違反したとき、又は設置者等が第18条の規定に違反したときは、これらの者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、移動火葬車により火葬をする者が第17条第1項の規定に違反していたときは、その者に対し、同条の規定に従うべきことを勧告することができる。

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(改善勧告)

第21条 条例第24条の規定による改善勧告は、春日部市ペット霊園改善勧告書(様式第24号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.015

処 分 名	春日部市ペット霊園改善命令
処 分 の 概 要	改善勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 25 条
処 分 基 準	当該ペット霊園の使用、維持管理について勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができます。また、移動火葬炉の使用場所等に違反があり勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例
(改善勧告)

第24条 市長は、設置者が第15条第1項若しくは第3項の規定に違反したとき、又は設置者等が第18条の規定に違反したときは、これらの者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、移動火葬車により火葬をする者が第17条第1項の規定に違反していたときは、その者に対し、同条の規定に従うべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第25条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則
(改善勧告)

第21条 条例第24条の規定による改善勧告は、春日部市ペット霊園改善勧告書(様式第24号)により行うものとする。

(改善命令)

第22条 条例第25条の規定による改善命令は、春日部市ペット霊園改善命令書(様式第25号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.016

処 分 名	春日部市ペット霊園許可の取り消し
処 分 の 概 要	不正な手段によりペット霊園の設置（変更）許可を受けた者及び改善命令に従わない者の許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 26 条
処 分 基 準	偽りその他不正の手段によりペット霊園の設置又は墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可を受けた者及び改善命令に従わない者の許可を取り消すことができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(ペット霊園の許可等)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、納骨堂又は火葬場の施設について、市長が認める軽易な変更を行う場合は、この限りでない。

(省略)

(改善命令)

第25条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けた者

(2) 前条の規定による命令に従わない者

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(改善命令)

第22条 条例第25条の規定による改善命令は、春日部市ペット霊園改善命令書(様式第25号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第23条 条例第26条の規定による許可の取消しは、春日部市ペット霊園許可取消書(様式第26号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境リサイクル衛生課 No.017

処 分 名	春日部市ペット霊園使用禁止等命令
処 分 の 概 要	許可を受けないでペット霊園の設置を設置した者及び墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更した者、改善命令に従わない者及び許可を取り消された者に対し、ペット霊園の使用の禁止を命ずることができます
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 27 条
処 分 基 準	許可を受けないでペット霊園を設置した者、許可を受けないで墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更した者、改善命令に従わない者及び許可を取り消された者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(ペット霊園の許可等)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、納骨堂又は火葬場の施設について、市長が認める軽易な変更を行う場合は、この限りでない。(省略)

(改善命令)

第25条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けた者

(2) 前条の規定による命令に従わない者
(使用禁止命令等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第4条第1項の許可を受けずにペット霊園を設置した者

(2) 第4条第2項の許可を受けずに墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更した者

(3) 第25条第1項の規定による命令に従わない者

(4) 前条の規定により許可を取り消された者

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(改善命令)

第22条 条例第25条の規定による改善命令は、春日部市ペット霊園改善命令書(様式第25号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第23条 条例第26条の規定による許可の取消しは、春日部市ペット霊園許可取消書(様式第26号)により行うものとする。

(使用禁止命令等)

第24条 条例第27条の規定による使用の禁止、除却又は火葬の中止の命令は、春日部市ペット霊園使用禁止等命令書(様式第27号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.018

処 分 名	春日部市ペット霊園公表事前通知
処 分 の 概 要	ペット霊園の使用禁止等命令を受けたものが命令に従わないときに、その旨を公表することができます。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 28 条
処 分 基 準	使用禁止等命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができます。また、公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければなりません。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例
(使用禁止命令等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項の許可を受けずにペット霊園を設置した者
 - (2) 第4条第2項の許可を受けずに墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設を変更した者
 - (3) 第25条第1項の規定による命令に従わない者
 - (4) 前条の規定により許可を取り消された者
- (公表)

第28条 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則
(使用禁止命令等)

第24条 条例第27条の規定による使用の禁止、除却又は火葬の中止の命令は、春日部市ペット霊園使用禁止等命令書(様式第27号)により行うものとする。

(公表)

第25条 条例第28条第1項の規定による公表は、公告その他適当と認められる方法により行うものとする。

- 2 条例第28条第2項の規定による通知は、春日部市ペット霊園公表事前通知書(様式第28号)により行うものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部 リサイクル衛生課 No. 019

処 分 名	廃棄物の収集の拒否
処 分 の 概 要	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 1 項の勧告を受けた者が、第 2 項の規定によりその勧告に従わなかった事実を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかった場合には、その者が排出する廃棄物の収集又は処理施設に受け入れることを拒否いたします。
根拠条例等・条項	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 17 年条例第 111 号）第 24 条第 4 項
処 分 基 準	◎市長は、春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 1 項の勧告を受けた者が、第 2 項の規定によりその勧告に従わなかった事実を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかった場合には、その者が排出する廃棄物の収集又は処理施設に受け入れることを拒否することができます。 処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 1 項の勧告を受けた者が、第 2 項の規定によりその勧告に従わなかった事実を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかった場合」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第 24 条 4 市長は、第 1 項の勧告を受けた者が、第 2 項の規定によりその勧告に従わなかった事実を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかった場合には、その者が排出する廃棄物の収集又は処理施設に受け入れることを拒否することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 リサイクル衛生課 No. 020

処 分 名	一般廃棄物の収集・運搬業の停止の命令
処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合においては、一般廃棄物収集運搬業の停止命令を行います。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の3
処 分 基 準	◎市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合においては、一般廃棄物収集運搬業の許可を期間を定めて事業の全部又は一部の停止命令を行うことができます。 処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （事業の停止） 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 （1） この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 （2） その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 （3） 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 リサイクル衛生課 No. 021

処 分 名	一般廃棄物の収集・運搬業の許可の取消し
処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物収集運搬業の許可の取消しを行います。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の4
処 分 基 準	◎市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物収集運搬業の許可の取消しをすることができます。 処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(許可の取消し)

第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。

(2) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。

(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 リサイクル衛生課 No. 022

処 分 名	一般廃棄物の処分業の停止の命令
処 分 の 概 要	一般廃棄物処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物処分業の停止命令を行います。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の3
処 分 基 準	◎市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物処分業の許可を期間を定めて事業の全部又は一部の停止命令を行うことができます。 処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （事業の停止） 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 (3) 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 リサイクル衛生課 No. 023

処 分 名	一般廃棄物の処分業の許可の取消し
処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物処分業の許可の取消しを行います。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の4
処 分 基 準	◎市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物処分業の許可の取消しをすることができます。 処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(許可の取消し)

第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。

(2) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。

(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 リサイクル衛生課 No. 024

処 分 名	浄化槽の清掃業の停止の命令
処 分 の 概 要	浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合は、浄化槽清掃業の停止命令を行います。
根拠法令等・条項	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項
処 分 基 準	◎市長は浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合は、浄化槽清掃業の停止命令を行うことができます。 処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■浄化槽法 （指示、許可の取消し、事業の停止等） 第41条 2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 第12条第2項の命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなったとき。 (4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 リサイクル衛生課 No. 025

処 分 名	浄化槽の清掃業の許可の取消し
処 分 の 概 要	浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合は、許可の取り消しをすることができる。
根拠法令等・条項	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項
処 分 基 準	◎市長は浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合は、許可の取り消しをすることができます。 処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■浄化槽法 （指示、許可の取消し、事業の停止等） 第41条 2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 第12条第2項の命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。 (4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。